

# 業務指示書

## ホンジュラス国金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年11月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 前者までの共同企業体の結成を認めません。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他案に行われた調査を参加コンサルタント

員、構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：生活改善・生計向上に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／生活改善・生計向上）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：生活改善・生計向上に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：西語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融アクセス】

- 1) 類似業務の経験：マイクロファイナンスに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語及び西語（英語：西語＝1：2で評価する）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託 (2) 生活改善・生計向上・金融アクセス改善に関する研修に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(HNL1 = 5.187 円 , US\$1 = 109.06

円 , EUR1 = 137.52 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月18日(木) 9:30 ~ 12:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/生活改善・生計向上  
金融アクセス

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

41.94 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月6日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
  - ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
  - ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
    - ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
    - ② 業務の実施方針等
    - ③ 業務従事予定者の経験・能力
    - ④ 若手育成加点\*
    - ⑤ 価格点\*
  - ・ \*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。
  - ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表

ホンジュラス国金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/生活改善・生計向上	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 金融アクセス	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ホンジュラスの貧困率は、2003年の65.1%から2011年には61.9%と微減しているものの、依然として高い数値を示している。貧困世帯の保健医療サービスへのアクセスは概して低く、乳児死亡率や妊産婦死亡率は、中南米・カリブ地域全体の平均を大きく上回っている。また、教育へのアクセスも大きく制限されており、例えば極貧層の就学率は、初等教育77%、中等教育48%に止まっている。こうした状況下、ホンジュラスの人間開発指数は2011年0.630であり、187カ国中121位、中南米諸国33ヶ国中29位と域内でも低位となっている。

ホンジュラスの経済は、コーヒー・バナナなど一次産品の依存度が高く、自然災害や国際市場の変動等の影響を受けやすく構造的に脆弱である。ホンジュラス政府は、保税加工区（マキラ）における海外製造業の誘致や観光業など、新産業の育成を図っているが、依然として、特に地方における産業は低迷している。こうした背景から、労働者の70.7%はインフォーマルセクターに従事しており、特に貧困層は、安定した職を得ることが困難となっている。農村部における貧困層の生計手段は一層限定的である。国内でも貧困度合いの高い西部地域では、貧困層の多くはコーヒー農園等の日雇い労働により日々の生活費を稼いでおり、収入は更に不安定で低い。

このような貧困世帯を取り巻く環境から、貧困世帯は様々な制約に直面しており、貧困からの脱却が一層困難になる悪循環が続いている。

係る状況の下、ホンジュラス政府は貧困削減を最重点施策の1つと位置づけ、1990年代から条件付現金給付制度（CCT:Conditional Cash Transfer）による貧困世帯を対象とした支援を実施している。これは、保健や教育への投資を促し、次世代の人的資本形成を促すことによって、福祉依存を避け、世代を越えて受け継がれる貧困サイクル（intergenerational cycle of poverty）を断ち切ることを目的としたものである。2010年から開始された現行プログラムの「Bono 10mil（ボノディエスマイル）」では、選定基準を満たした全国約37万世帯に保健や教育についての条件を課して現金を支給している。

これまでのCCTでは、就学率や医療サービスの利用率の向上、消費活動の改善等、一部効果が確認されている一方で、受益世帯の貧困状態の緩和という点からは十分な効果は確認されていない。このため、CCT受給世帯の貧困状況を改善するためには、現金給付に併せ、受給世帯が自ら生活改善や生計向上に取り組むためのキャパシティビルディングが必要であり、またそれをサポートする中央政府、自治体、NGO、民間などによる支援も不可欠であることが2013年9月に実施された詳細計画策定調査等で確認されている。

本プロジェクトでは、対象市のパイロット地区において、CCTによる定期的な現金給付をインセンティブとして利用し、CCT受給世帯が生活改善や生計向上に取り組むために必要な能力向上のための支援、及びそれらの支援実施のための体制構築に取り組む。また、対象市での実践を通じ、社会開発包摂省（SEDIS:Secretaría de Desarrollo e Inclusión Social）/ 家族支援計画局（PRAF:Programa de Asignación Familiar）の役割と各関係機関の支援の在り方、人材育成のためのコンテンツ及びツールをガイドラインとしてとりまとめ、これを継続的かつ広く全国レベルで展開するモデルとして

構築することを目指す。

また、近年国際的に注目されている金融包摂を取り巻く議論では、フォーマルな金融へのアクセスが、貧困層の状況を改善するための必要条件の1つだと認識されている。しかしながら、貧困層は、信用力が十分になく扱う額が小口になる傾向があることから、金融機関にとって顧客となりづらい現状がある。ホンジュラスにおいても、15歳以上のフォーマルな金融口座の保有率は21%に止まっている。

現在、ホンジュラス政府はCCTの給付をキャッシュレス化・銀行口座経由へと移行する動きが進めている。こうした状況は、CCT給付金の送金という定期的かつ確実なお金の動きをきっかけに将来的に大きなロットで発生する可能性を示しており、更には、口座開設・利用に当たり政府による補助・補償が支払われることが期待できることから、金融機関にとって、CCT給付金の送金の受託とともに、CCT受給世帯に対する貯蓄商品等の金融サービスを提供していくインセンティブになることが期待できる。さらには、プロジェクトを通じて、CCT受給世帯の信用力が向上することで、CCT受給世帯が金融機関にとって融資を提供する顧客となり得る点も金融機関にとって金融サービスを提供するインセンティブとなる。

こうした点に着目し、CCT受給世帯の金融教育をはじめとした能力強化のみならず、金融機関による貧困層を対象とした金融商品の開発・提供の促進を行うことで、金融包摂の促進(CCT受給世帯が預金をはじめとする金融にアクセスするようにすること)にも取り組む。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

### (2) 上位目標

CCT受給世帯の生活改善・生計向上を促進するために構築されたモデル※1が全国展開に向けて制度化される

指標：

- ・ 構築されたモデルが法令もしくは条例として制定される。
- ・ 構築されたモデルを実施するための予算がSEDIS/PRAF及び市、市連合会において確保される。

※1：モデルは、対象市での実践を通じて確立した、CCT受給世帯の家計管理、金融アクセス(マイクロファイナンス機関、商業銀行、貯蓄・貸付組合などフォーマル金融サービスにアクセスできることを意味する。)、生活改善・生計向上を促進するための手法、関係機関、各関係機関の役割、予算策定のためのアプローチ等を含む。

※2：市連合会とは、個々の市では解決が難しい課題に対して対処することを目的に、近隣の複数の市によって設立される地域団体で、地方自治体法に根拠を有する。

### (3) プロジェクト目標

CCT受給世帯の生活改善・生計向上を促進するモデルが構築される。

指標：

- ・ 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が生計向上や生活改善のための活動を開始する。
- ・ 成果 4 のガイドラインが大統領府により承認される。

#### (4) 期待される成果

成果1：対象市の CCT 受給世帯の家計管理能力が強化される。

指標：

- 1-1. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が家計管理研修を受講する。
- 1-2. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が家計簿等により家計管理をする。

成果2：対象市の CCT 受給世帯の金融サービスへのアクセスが改善される。

指標：

- 2-1. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が金融教育を受講する。
- 2-2. 金融機関等によって実践された、受給世帯向けに金融サービスを提供するための取組事例とその数
- 2-3. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が金融口座を開設し、貯蓄を開始する。

成果3：対象市の CCT 受給世帯が、生活改善・生計向上に必要な技術を身につける。

指標：

- 3-1. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が生活改善・生計向上のための研修を受講する。
- 3-2. 対象市の CCT 受給世帯のうち、XX 世帯以上が生活改善・生計向上のための活動計画を策定する。

成果4：成果1～3をとりまとめ、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドラインが作成される。

指標：

4. CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進する関係機関のためのガイドライン

#### (5) 活動

- 1-1. パイロット地区の受給世帯の家計管理の現状確認のための参加型調査を実施する。
  - 1-1-1 プロジェクト関係者に対する家計管理についての基礎知識、及び調査実践方法の研修を行う。
  - 1-1-2 パイロット地区受給世帯の家計管理の現状確認のための参加型調査を実施する。
- 1-2. パイロット地区での受給世帯を対象とした家計管理研修を企画・実施する。
  - 1-2-1 パイロット地区での家計管理研修の実施主体を定める。
  - 1-2-2 家計管理研修のコンテンツを開発する（指導者用、受講者用、農業者用、被雇用者用等）
  - 1-2-3 パイロット地区のプロジェクト関係者に対し、家計管理研修の実践に必要な研修を実施する。

- 1-2-4 パイロット地区で受給世帯を対象に家計管理研修を実施する。
- 1-3. パイロット地区受給世帯の家計管理の状況をモニタリング/評価し、研修内容を改定し、必要に応じ再研修を実施する。
  - 1-3-1 パイロット地区受給世帯の家計管理状況についてのモニタリング/評価の枠組みを策定する。
  - 1-3-2 パイロット地区受給世帯の家計管理状況についてモニタリング/評価を実施する。
  - 1-3-3 モニタリング/評価の結果を基に研修コンテンツを改定する。
  - 1-3-4 改定された家計研修コンテンツを用いて CCT 受給世帯への必要な再研修を実施する。
- 1-4. 対象市の受給世帯を対象に家計管理能力向上のため研修を実施する。
  - 1-4-1 対象市のパイロット地区以外へ展開するための計画を策定する。
  - 1-4-2 対象市の受給世帯の家計管理能力向上のために、必要に応じて対象市のプロジェクト関係者に対する家計管理についての基礎知識、及び調査実践方法の研修を行う。
  - 1-4-3 対象市の補足調査を行い、パイロット地区での研修コンテンツを改定する。
  - 1-4-4 対象市のプロジェクト関係者に対し、家計管理研修の実践に必要な研修を実施する。
  - 1-4-5 対象市の受給世帯を対象に家計管理研修を実施する。
- 1-5. 対象市の受給世帯を対象に家計管理の実践を支援する。
  - 1-5-1 対象市のプロジェクト関係者に、家計管理状況のモニタリング/評価の枠組みを指導する。
  - 1-5-2 対象市のプロジェクト関係者は、対象市受給世帯の家計管理状況をモニタリング/評価する。
  - 1-5-3 必要に応じ家計研修のコンテンツを改定する。
- 2-1. パイロット地区受給世帯の金融サービスの利用状況・金融リテラシーについて参加型調査を実施する。
  - 2-1-1 プロジェクト関係者に対する金融サービスの利用状況・ニーズ、金融リテラシーの現状調査についての基礎知識及び調査実践方法の研修を行う。
  - 2-1-2 パイロット地区受給世帯の金融サービスの利用状況・金融リテラシーについて参加型調査を実施する。
- 2-2. パイロット地区での受給世帯を対象とした金融教育を企画・実施する。
  - 2-2-1 パイロット地区での金融教育の実施主体を定める。
  - 2-2-2 パイロット地区受給世帯の預金利用を促進するための、金融教育のコンテンツを開発する。
  - 2-2-3 パイロット地区のプロジェクト関係者に対し、金融教育の実践に必要な研修を実施する。
  - 2-2-4 パイロット地区受給世帯を対象に金融教育を実施する。
- 2-3. パイロット地区での金融機関等による国際水準の金融（マイクロファイナンス）手法の習得を支援する。
  - 2-3-1 パイロット地区にて受給世帯へ金融サービスを提供し得る金融機関を調

- 査する。
- 2-3-2 金融機関等が、貧困層へ金融サービスを提供するにあたり必要な知識・能力についてのニーズ調査を行う。
  - 2-3-3 パイロット地区の金融機関等のニーズ調査に基づいた金融手法に関する研修コンテンツ、研修の実施に必要な外部リソース（国際機関、先進地域の金融機関等）を定める。
  - 2-3-4 パイロット地区の金融機関等に、ニーズ調査に基づき金融（マイクロファイナンス）手法についての研修を実施する。
- 2-4. パイロット地区の金融機関等に受給世帯の金融サービスのニーズを共有し、受給世帯向けの金融機関等による金融商品の開発や利用促進を支援する。
- 2-4-1 パイロット地区の金融機関に受給世帯の金融サービスのニーズを共有する。
  - 2-4-2 パイロット地区で活動する金融機関を受給世帯が選択するために必要な各機関・サービスの情報を整理・提示する。
  - 2-4-3 パイロット地区受給世帯の預金をはじめとする金融サービスの利用状況をモニタリング/評価するための枠組みを策定する。
  - 2-4-4 パイロット地区受給世帯の預金をはじめとする金融サービスの利用状況をモニタリング/評価する。
  - 2-4-5 金融サービスのモニタリング結果等を基に金融教育のコンテンツを改定する。
  - 2-4-6 改定された金融教育のコンテンツを用いて CCT 受給世帯への必要な再研修を実施する。
- 2-5. 対象市の受給世帯の金融アクセス改善のため研修を実施する。
- 2-5-1 対象市のパイロット地区以外へ展開するための計画を策定する。
  - 2-5-2 対象市の受給世帯の金融アクセスを拡大するために、必要に応じて金融サービスの利用状況・ニーズ、金融リテラシーの現状調査についての基礎知識、及び調査実践方法の研修を行う。
  - 2-5-3 対象市の補足調査を行い、パイロット地区で用いた金融教育のコンテンツを改定する。
  - 2-5-4 対象市のプロジェクト関係者に対し、金融教育の実践に必要な研修を実施する。
  - 2-5-5 対象市での受給世帯を対象とした金融教育を実施する。
  - 2-5-6 対象市の金融機関等に受給世帯の金融サービスのニーズを共有する。
  - 2-5-7 対象市で活動する金融機関を受給世帯が選択するために必要な各機関・サービスの情報を整理・提示する。
- 2-6. 対象市の受給世帯の金融アクセス改善に向けた行動を支援する。
- 2-6-1 対象市のプロジェクト関係者に対し、対象市受給世帯の預金をはじめとする金融商品の利用状況をモニタリング/評価する枠組みを指導する。
  - 2-6-2 対象市のプロジェクト関係者は、対象市受給世帯の金融商品の利用状況をモニタリング/評価する。
  - 2-6-3 必要に応じ金融教育のコンテンツを改定する。

- 3-1. パイロット地区受給世帯の生活・生計状況について参加型調査を実施する。
  - 3-1-1 プロジェクト関係者に対して生活改善/生計向上について、基礎知識及び調査実践方法の研修を行う。生活改善については、生活改善アプローチについての研修を実施する。
  - 3-1-2 パイロット地区の生計手段・生活状況について参加型調査を実施する。
  - 3-1-3 パイロット地区において生活改善/生計向上に繋がる可能性のある適正技術や事業、支援方法について調査を行う。先進地域の視察、事例の調査を行う。
  - 3-1-4 パイロット地区における生活改善に繋がる技術や支援方法を明らかにする。パイロット地区における生計向上のためのアプローチを明らかにする。
- 3-2. 生活改善/生計向上のために必要な支援を提供できる機関を特定し、協力を得るための調整を行う。
  - 3-2-1 パイロット地区にて生活改善/生計向上のための活動に関する支援を提供し得る機関を特定する。
  - 3-2-2 特定した機関から支援を得るための調整を行うとともに、支援体制を構築する。
- 3-3. パイロット地区での受給世帯を対象とした生活改善・生計向上のための研修を実施する。
  - 3-3-1 パイロット地区受給世帯の生活改善・生計向上を促すための研修コンテンツを作成する（既存のリソースも利用する）。
  - 3-3-2 プロジェクト関係者に対し、生活改善/生計向上研修の実践に必要な研修を実施する。
  - 3-3-3 パイロット地区受給世帯を対象に生活改善/生計向上研修を実施する。
- 3-4. パイロット地区での受給世帯を対象とした生活改善・生計向上実践のための支援を実施する。
  - 3-4-1 パイロット地区の受給世帯が生活改善計画及び生計向上のための活動計画を策定する。
  - 3-4-2 プロジェクト関係者に対し、活動計画に則った生活改善/生計向上の支援の実践に必要な研修を実施する。
  - 3-4-3 生計向上を支援する仕組みづくりを支援する（市や自治体の雇用マッチングサービス、公的支援プログラムとのマッチングサービス、サービスプロバイダー※とのマッチングサービスなど）。  
※受給世帯へ研修・資材等を提供する機関をさす。
  - 3-4-4 パイロット地区受給世帯の生活改善/生計向上の実践を支援する関係機関が定期的に情報を共有し、支援活動を調整する。
- 3-5. パイロット地区受給世帯の生活改善・生計向上活動をモニタリング/評価し、研修内容を改定し、必要に応じて再研修を実施する。
  - 3-5-1 パイロット地区の生活改善・生計向上の状況についてのモニタリング/評価の枠組みを策定する。
  - 3-5-2 パイロット地区の生活改善・生計向上の状況についてモニタリング/評価する。
  - 3-5-3 モニタリング/評価結果を基に生活改善/生計向上の研修コンテンツを



改定する。

- 3-5-4 改定されたコンテンツを用いて受給世帯への必要な再研修を実施する。
- 3-6. 対象市の受給世帯の生活改善・生計向上のため研修の実施、生活改善/生計向上に繋がる活動の実践を支援する。
  - 3-6-1 対象市のパイロット地区以外へ展開するための計画を策定する。
  - 3-6-2 対象市の受給世帯の生活改善/生計向上のため、必要に応じて基礎知識及び調査実践方法の研修を行う。生活改善については、生活改善アプローチについての研修を実施する。
  - 3-6-3 対象市の受給世帯の生活改善/生計向上を促進するための適正技術や事業、生計向上のためのアプローチ、及びそれらを支える仕組みづくりについて補足調査を行う。結果を踏まえて研修コンテンツを改訂する。
  - 3-6-4 対象市においてプロジェクト関係者が、生活改善・生計向上の研修を実施する。
  - 3-6-5 対象市において受給世帯が生活改善計画・生計向上のための活動計画を作成し、実践するための支援をプロジェクト関係者が行う。
  - 3-6-6 対象市受給世帯の生活改善/生計向上の状況についてプロジェクト関係者がモニタリング/評価する。
- 4-1. 成果1～3の活動が相互に連携し、効果を高めるための研修の全体計画を作成する。
- 4-2. 成果1～3をとりまとめ、CCT受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドライン（案）を作成する。
- 4-3. ガイドライン（案）を対象市以外も含む関係機関と共有し、意見を収集する。
- 4-4. 対象市以外も含む関係機関の意見等を参考にガイドラインを最終化する。

## (6) 対象地域

本プロジェクトの対象市を以下の通り定め、各市よりパイロット地区を2地区選定する。

No.	県	市	CCT 受給世帯数
1	FRANCISCO MORAZAN	Tegucigalpa	43,610
2	SANTA BARBARA	Quimistan	2,297
3	LEMPIRA	San Rafael	1,512
4	FRANCISCO MORAZAN	Villa de San Francisco	163
5	SANTA BARBARA	Las Vegas	390

対象地域の選定理由は以下の通りである。

- No.1: 都市部にて CCT の給付を行っている地域として Tegucigalpa 市を選定する。
- No.2: CCT の給付をキャッシュレス化する動きと連携するため、FACACH (貯蓄信用組合) を通じて、CCT の給付を行っている地域として Quimistan 市を選定する。
- No.3: JICA 技術協力案件「国家保健モデルにもとづくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」及び地方開発のための自治体能力強化プロジェクト (FOCAL 2) FOCAL2 との連携を図るため、同案件の対象地域である、San Rafael と San Francisco 市を抽出した。両市の受給世帯の比率は大きく異なることから (San Rafael 市:73%、San Francisco 市:77%)、県庁所在市からのアクセスをふまえた SEDIS/PRAF 側意向に基づき、San Rafael 市を選定する。
- No.4: CCT の給付をキャッシュレス化する動きと連携するため、Tigo Money (携帯電話サービス) を通じて CCT の給付を行っている地域として Villa de San Francisco 市を選定する。
- No.5: CCT の給付をキャッシュレス化する動きと連携するため、商業銀行を通じて CCT の給付を行っている地域として Las Vegas 市を選定する。

### <パイロット地区 (プロジェクト開始後決定) の選定>

各市にてそれぞれ2つのパイロット地区を選定する。パイロット地区は農村部では村単位 (概ね100世帯)、都市部では学校単位とし (概ね200世帯)、CCT 受給世帯の割合が全国平均より高く、金融機関への物理的なアクセス等があり、生業形態が市の中で典型的な性格を有するサイトを選定する。プロジェクト後半の普及活動も念頭に、ある程度一般的な地区を選ぶよう留意する。

### <パイロット地区から対象市への展開 (プロジェクト開始後決定) >

対象市によっては CCT 受給世帯の数に差があるため、各市の対象者はプロジェクト開始後プロジェクト関係者が協議し決定する。

## (7) 関係官庁・機関

### ①実施機関

社会開発包摂省/家族支援計画局 (SEDIS/PRAF)

本事業の直接的なカウンターパートは SEDIS/PRAF であるが、「5. 実施方針及び留意

事項 (2) 本プロジェクトの実施体制」に記載の通り、関係各機関と連携しプロジェクトを実施する。

(8) 協力期間

2015年1月～2020年1月(60か月)

全体のイメージは下記の通りである。

0.5年	STEP1:パイロット地区選定
0.5年	STEP2:参加型調査の実施
1年間	STEP3:研修内容の企画・パイロット地区での研修の実施
1年間	STEP4:パイロット地区での行動の実践
2年間	STEP5:対象市での研修の実施、成果の達成に向けた行動の実践(終了まで継続)
全期間	STEP6:全国展開のため、研修教材のとりまとめ・制度化に向けたガイドライン作成

<Step1>

各対象市のパイロット地区を選定する。

<Step2>

・パイロット地区における、家計管理、金融サービスの利用状況、生計向上・生活改善について、参加型での調査を通じて必要な知識を伝え、現状と目標を共有する。

<Step3>

- ・成果1:家計管理能力強化研修
- ・成果2:貯蓄増進を含む金融教育・金融機関等※への能力強化研修
- ・成果3:生活改善研修及び生計向上のための能力強化研修
- ・成果2にかかる研修では、パイロット地区 CCT 受給世帯への金融教育及び金融機関等への研修を実施する。金融機関等への研修では、金融機関等が国際水準の金融手法等を習得するとともに、貧しい顧客(CCT 受給世帯)の生活状況やニーズを顧客から学び把握することを通じて、①CCT 受給世帯の金融口座等を通じた支払いをきっかけとした金融取引の成立、②貧しい顧客のニーズに適合した金融商品を開発することを支援する。

※金融機関等とは金融機関、金融機関協会、国家銀行・保険委員会等を指す。また、金融機関とはマイクロファイナンス機関、商業銀行、貯蓄・貸付組合などフォーマルな金融サービスを提供する機関を指す。

- ・成果2のCCT受給世帯向け研修は、成果1の家計管理能力強化研修の進捗状況を勘案して開始する。

#### 〈Step4〉

- ・パイロット地区でのCCT受給世帯による行動の実践をプロジェクトがモニタリング/評価し、研修内容を改定する。

#### 〈Step5〉

- ・対象市での研修の実施とCCT受給世帯による行動の実践のモニタリング/評価はホンジュラス側関係者が中心となる。

#### 〈Step6〉

- ・成果4：パイロット地区と対象市での実践を通じ、SEDIS/PRAFの役割と各関係機関の支援の在り方を整理するとともに、人材育成のためのコンテンツ及びツールをとりまとめ、全国展開のためのガイドラインを作成する。

### 3. 業務の目的

「金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本プロジェクトは、2014年7月にJICAがホンジュラス政府家族支援プログラム（SEDIS/PRAF）と締結したR/Dに基づき実施するものである。コンサルタントは「3. 事業の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) CCT受給世帯の能力向上のための取り組み

上記の能力向上のため、本プロジェクトでは以下の取り組みを行う（カッコ内は想定される実施主体）。なお、これらの取り組みに当たっては、生活改善運動等の日本自身の経験及び日本がこれまでホンジュラスを含む諸途上国へ行ってきた協力の経験、中南米での既存のコンテンツを活用すること。

##### ① 効果的な家計管理を行う能力の強化

ア) CCT受給世帯を対象とした家計管理基礎研修（SEDIS/PRAF、市連合会、市、又はNGO）

各CCT受給世帯の家計現状把握（年間収支の視覚化及び無駄の特定）と、「適

切な収支計画」について理解を促す。更に、この「適切な支出計画」に基づき家計管理を実践していくためのツールとして、家計簿の導入を推進する。

② 金融リテラシーと金融サービスを利用する能力

ア) 金融教育研修（金融機関、SEDIS/PRAF、市連合会、市、又はNGO）

金融サービスの種類やそれぞれの効果、適切な利用方法や利用に当たっての留意点等、金融サービス利用に必要な基礎的な知識の習得を促す。なお、この内容は、金融機関等のニーズやプロジェクト終了後の継続性を十分に踏まえたものとし、研修内容に応じて金融機関が行うべきものと他の機関が行うべきものを整理するものとする。

イ) 金融機関等に対する働きかけ（プロジェクト、SEDIS/PRAF）

CCT 受給世帯が、金融サービスを適切に利用するためには、CCT 受給世帯のニーズに合致した金融サービスが提供される環境が必要である。このため、金融機関等が、CCT 受給世帯を対象とした金融サービスを開発・提供することを促すための働きかけを併せて行っていく。具体的には、金融機関等に対し a) CCT 受給世帯の金融に関するニーズを把握し、b) 国際水準のマイクロファイナンス手法を先進地域や国際機関から学ぶ機会を提供する（一例として、CCT のキャッシュレスの支給をきっかけとした、貧困層向け金融商品の開発という観点で、ペルーやブラジル、南アフリカなど、先進的な取組み経験のある国から学ぶことが考えられる）。なお、この際、金融機関等のニーズを十分踏まえたものとする。

ウ) CCT 受給世帯と金融機関の橋渡し（SEDIS/PRAF、市連合会、市）

各 CCT 受給世帯が、ニーズに合った金融サービスを、実際に利用開始できるよう、適切なマイクロファイナンス機関選択のための情報整理・提示を通じて CCT 受給世帯と金融機関の橋渡しを行うものとする。

③ 生活改善のための能力強化

ア) 生活改善アプローチ※に関する研修（SEDIS/PRAF、市連合会、市、職業訓練庁等公的機関、NGO）

CCT 受給世帯を対象に、生活改善アプローチの考え方について研修を行い、「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL 2）」で実施している「参加型住民センサス調査」など既存の情報も利用し、住民の保健・衛生、教育、栄養、住環境など、生活全般において改善出来ることを明らかにし、受給世帯が生活改善計画を作成する。

※生活改善アプローチについて固定的な定義があるものではないが、日本の農村において過去半世紀以上にわたって取り組まれてきた、農村開発事業の成果に基づいてモデル化された農村開発手法を指す。

イ) サービスプロバイダーとの調整・働きかけ・橋渡し（SEDIS/PRAF、市連合会、市）

生活改善計画の具体的内容と地域に存在するリソースを踏まえ、生活改善活動実践にあたり必要とする支援を提供できる機関を特定し、協力を得られるよう調整を行う。なお、可能な範囲で JICA「生活改善」帰国研修員グループ REDCAM の活用を検討・調整する。

ウ) 生活改善のための活動の実践支援（SEDIS/PRAF、市連合会、市、職業訓練庁等

公的機関、NGO)

サービスプロバイダーの協力を得つつ、研修で作成した生活改善計画に則って、CCT 受給世帯が個々の活動、あるいはグループでの活動を実践するための支援を行う。

エ) 既存の生活改善支援との差別化

本事業で生活改善への取り組みを行うにあたっては、ホンジュラスで既に行われている生活改善支援と本事業での取り組みとの質的な違いを明確にするものとする。

【想定される活動内容とサービスプロバイダー】

職業訓練庁の既存のプログラムの他、保健・衛生関連については保健省リソースを活用した研修実施や予防接種等のサービスへの橋渡し、住環境整備などについては市や市連合会が実施するプログラムを活用した支援の提供、組織強化、事業運営等の能力強化、改良かまどや家庭菜園等地域の NGO 等がノウハウを有しているものについては、市や市連合会経由でそれら NGO 等から研修や活動実施の支援を受けることなどが考えられる。

④ 生計向上のための能力強化

ア) 生計向上のためのアプローチの検討 (プロジェクト、SEDIS/PRAF)

収入向上の可能性について対象地域 (対象市 or パイロット地区) で調査を行い、都市部・農村部、労働市場へのアクセス、産業構造、地域リソース、他支援事業などを踏まえ対象地域をパターン分けし、それぞれの特性に適した生計向上のためのアプローチを検討する。既に市や職業訓練庁により、種々の職業訓練が行われている。市や職業訓練庁がどのような取り組みを行っているのか、課題は何かを十分に見極めることが必要となる。また、生産物・製品を安定的に市場につなげるために、如何に生産者をバリューチェーンに組み込むかといった、ビジネス指向の取組みを行うよう留意すること。

イ) サービスプロバイダーとの調整・働きかけ・橋渡し (プロジェクト、SEDIS/PRAF、市連合会、市)

生計向上のためのアプローチの具体的内容と地域に存在するリソースを踏まえ、実践にあたり必要とする支援を提供できるサービスプロバイダーを特定し、協力を得られるよう調整を行う。

ウ) 生計向上に向けた活動実践支援 (プロジェクト、SEDIS/PRAF、市連合会、市、公的機関、NGO)

サービスプロバイダーの協力を得つつ、CCT 受給世帯が、生計向上に向けた活動を実践する支援を行う。

【想定される活動内容とサービスプロバイダー】

都市部等で需要のある職業について調査をした上で、該当する職業訓練や職業斡旋プログラムとのリンケージ、新規事業の開拓の可能性などについて検討する。

農村部では、農村部において需要のある職業について調査を行い、例えば市場志向型農家経営への支援、自家消費用穀物生産が中心の貧困度合いの高い地域では安価で良質な農業資材へのアクセス改善や技術指導による自家消費分の安定生産への支援、新規現金収入源の創出 (換金作物導入、加工による付加価値

値化等)、また都市部同様に農業以外での収入源の創出への取組などが考えられる。可能であれば、JICA 派遣個別専門家(商業的農業)及びその C/P との連携を図る。

⑤ 生活改善・生計向上のための資材の提供について

生活改善・生計向上のために必要な資材(例えばかまどや家畜等)の提供については、ホンジュラス内の市や市連合会、職業訓練庁等が実施している既存のプログラムを活用することを想定しており、JICA の予算にて供与することは原則として想定してない。

(2) 本プロジェクトの実施体制及び関係機関

本プロジェクトでは、最終受益者である CCT 受給世帯による生活改善・生計向上のために必要な能力向上を図るにあたり必要とされる支援が、関連するサービスプロバイダーにより継続的に供給される体制のモデルを作るよう留意する。現時点で想定される関係機関と、各機関が担う役割は以下のとおり。

① 合同調整委員会及び対象地域調整評議会

本事業の意思決定機関として、合同調整委員会(Joint Coordinating Committee 以下、JCC)を設立する。また、市レベルにおける活動の意思決定機関として、対象市ごとに対象地域調整評議会(Target Area Coordinating Committees、以下、TACCs)を設立する。JCC 及び TACCs の構成・具体的な機能については R/D を参照のこと。

② SEDIS/PRAF

プロジェクトの実施機関であり、プロジェクト活動の全体を統括する。また、中央レベルでの関係機関(他ドナー及び関連省庁、銀行協会等を含む)との連携・連絡調整の中核となる。

成果 1~3 については、SEDIS/PRAF の自前リソースで対応する事項と、他機関(市連合会、市、NGO、マイクロファイナンス機関等)からの支援を得て実施する事項とを整理し、自前リソースで対応する事項に関しては必要な人材育成から実施までを担い、他機関と連携する事項に関しては、他機関への指示/依頼/監督/モニタリング・評価を行う。

成果 4 については、全国展開可能なコンテンツ作り、ガイドラインの取りまとめ、導入計画の策定等中心的役割を担う。

③ 市連合会、市

市及びコミュニティレベルでの具体的な CCT 受給世帯に対する支援において、成果 1~3 を中心に活動実施を担う(成果 2 については、一部)。また、対象市での展開についてはプロジェクトで対象となる市及び市連合会が SEDIS/PRAF 等とともに担い、また全国での展開についても全国に存在する市連合会を通じて行うこととする。なお、現在実施中の JICA 協力案件 FOCAL 2 では、市連合会及び市の行政能力強化を支援しており、生活改善アプローチを取り入れたコミュニティ開発の計画及び実施等を支援していることから、そのリソースを活用できる。

④ 政府機関（保健省、教育省、職業訓練庁、農業省）等

それぞれの政府機関が有する経験・ノウハウを活かし、CCT 受給世帯に対して成果3についての支援を担う。プロジェクトの実施の過程で必要となる技術支援、情報提供などについて、関連する政府機関が担うことを想定。

⑤ NGO 等

それぞれの NGO が有する経験・ノウハウを活かし、CCT 受給世帯に対して成果1～3についての支援を担う。プロジェクトで作成するコンテンツについて、NGO スタッフへの TOT (Training of Trainers) を実施し、NGO がコミュニティや市レベルでの実施を担うことを想定している。なお、一部の NGO は、既に有している知識や経験をプロジェクト側にインプットする存在ともなることを想定している。

⑥ 金融機関等

受給世帯の金融リテラシー向上のための金融教育を提供する。また、プロジェクト実施により CCT 受給世帯のニーズを把握し、受給世帯に金融サービスを提供するにあたり必要な国際水準のマイクロファイナンス手法を習得する。その上で、貧困層を対象とした金融サービスを提供する。なお、一部金融機関等は既に有している知識や経験をプロジェクト側にインプットする存在でもある。

(3) スケールアップ戦略

本プロジェクトを通じて構築する CCT 受給世帯の支援体制が、ホンジュラス全体の CCT 受給世帯へ適用可能なモデルとなるよう、次の点に留意してプロジェクトを実施する。

① SEDIS/PRAF の役割の整理と他機関との連携

CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を図るためには、当該世帯の状況に応じ、多岐に亘る支援が必要となることが想定される。本プロジェクトの実施機関である SEDIS/PRAF のみで、その全てに対応することは現実的でない。SEDIS/PRAF の自前リソースで対応する事項と、他機関（市連合会、市、職業訓練庁、NGO、金融機関等）からの支援を得て実施する事項とを整理し、他機関が有するリソースを最大限活用する体制とする。他機関との連携を通じ、プロジェクト実施に係る知見・経験が他機関にも蓄積されることで、パイロット地区から対象市全域（プロジェクト期間中）、対象市から全国（プロジェクト終了後）への展開において、コミュニティや市の枠を超えた知見・ノウハウの共有が可能となり、効率的なスケールアップの実現が期待できる。なお、特に地方分権化が進むホンジュラスにおいて、地方開発の重要な担い手である市連合会との連携が重要と位置付けている。これは、市連合会は、市の行政能力を技術的に支援するという役割を有し、政府機関や自治体に起こる政権交代による影響を受けにくく、加えて全国に跨るネットワークを有するという特徴に着目したものである。さらに、全国の市、市連合会における、市民のニーズを把握した事業計画と実施の促進について、JICA が技術協力プロジェクト（FOCAL2）で実施しているところ、可能な範囲での連携を図るものとする。

② 研修対象者



・成果 1～3 を達成するためのサービスプロバイダーに対する研修は、SEDIS/PRAF のコーディネーター、SEDIS/PRAF の現地ソーシャル・エージェント※1、市連合会及び市の関係職員、コミュニティ議会※2、マザー・リーダー※3、関連する NGO など（以下、プロジェクト関係者）を対象とする。成果 2 ではこれらに加えて、金融機関等も対象とする。

・「2. プロジェクトの概要 （6）全体スケジュール」に記載する、Step3 ではコンサルタントがプロジェクト関係者とともに CCT 受給世帯（及び金融機関等）に対して研修を行う。この研修によりプロジェクト関係者の能力も強化される。Step5 ではプロジェクト関係者が CCT 受給世帯（及び金融機関等）に対して研修を実施し、コンサルタントはモニタリング/評価を行う。ただし金融機関等が国際水準の金融手法等を習得するための研修を除く。

・プロジェクト終了後の全国展開に必要な人材を育成するという観点から、対象地域以外の SEDIS/PRAF コーディネーター及びソーシャル・エージェント、市連合会職員も成果 1～3 にかかる研修への参加を促す。また、成果 4 に関する活動については彼らの参加を必須とする。

※1：ソーシャル・エージェントは、CCT 支払場所で受給世帯の誘導や支払い業務の支援・監視、受給世帯等からのクレーム対応や本部への報告を担っている。詳細は詳細計画策定調査報告書を参照。2013 年の総選挙の結果を受けた PRAF の体制変更前の名称は「プロモーター」。

※2：CCT の受給にあたって、コミュニティレベルで受給世帯を代表する機関。2013 年の総選挙の結果を受けた PRAF の体制変更前の名称は「コミュニティ学校委員会」。

※3：コミュニティレベルでの女性のリーダー。

### ③ 対象市、パイロット地区の選定

CCT 受給世帯の割合、貧困状況、地勢、産業構造、金融機関への物理的アクセス、政治、都市・農村等の特性を考慮し、ホンジュラスを代表する特性を持つパイロット地区を選定することで、ホンジュラス全体の多様な CCT 受給世帯へ適用可能なモデルを考案する。

### ④ 段階的な実施ステップ

プロジェクト前半では、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上に確実に繋げることを重視し、プロジェクトによる直接的なインプットも含め、パイロット地区への集中的な支援を行い、実施体制を構築する。

プロジェクト後半では、前半で構築した実施体制がパイロット市において自律的に機能することを重視し、プロジェクトによる直接的なインプットは限定した中で、CCT 受給世帯の支援を行う。

プロジェクト終盤では、プロジェクト実施により得られた知見と経験を集約し、全国レベルで展開できるよう各関係機関の支援の在り方を整理の上、モデルとして取りまとめる。

### ⑤ ホンジュラスにおける制度化への働きかけ

本プロジェクトでは、継続的にホンジュラス政府及び他ドナーとのプロジェ

クトに関する情報共有を行い、先方の意向に応じプロジェクトの軌道修正を図る等、開始時点から全国レベルでの展開を意識したプロジェクト運営を行っていく。関係機関に対しては、既存のリソースの提供を求めるのみならず、制度化を視野に入れ、関係機関の予算策定のプロセスへの働きかけも行うものとする。

#### (4) ジェンダー視点に立った事業の実施

世帯内の福祉における女性の役割は重要であり、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上にあたっては、女性のエンパワメントとその能力の活用が不可欠である。このため、本プロジェクトにおいても、CCT 受給世帯向け研修は参加者の50%以上を女性とし、意思決定プロセスへの女性の参画確保やモニタリング/評価に当たっての男女双方からの情報収集等、計画/実施/モニタリング・評価の全ての段階において、ジェンダー視点を組み込み事業を実施する。なお、ポノディエスミルにおいても、同様の観点から女性を「受給者名義人」として登録することを推奨しており、実際に受給者の90%は女性となっている。

#### (5) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1期：2015年1月上旬～2016年1月上旬
- ・第2期：2016年1月下旬～2018年1月上旬
- ・第3期：2018年1月下旬～2020年1月上旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約書を締結することとする。

#### (6) リソースの投入にあたっての留意点

「2. プロジェクトの概要(6)全体スケジュール」や「(3)スケールアップ戦略④段階的なステップ」にあるように、パイロット地区での活動においては、コンサルタントは、①CCT 受給世帯への直接的な研修、②金融機関等も含むプロジェクト関係者への能力強化研修の実施、③関係機関の調整(体制構築)、④モニタリング/評価・研修コンテンツ改訂、をホンジュラス側各機関とともに行うことを想定している。一方、市全体への普及活動は、ホンジュラス側関係機関が中心となって①～④の活動を行い、コンサルタントは主に④モニタリング/評価・研修コンテンツ改訂を行うことを想定している。

また、本プロジェクトは、CCT 受給世帯への支援実施のための体制構築を目的としている。プロジェクト目標の指標を「対象市のCCT 受給世帯のうち、XX世帯以上が生計向上や生活改善のための活動を開始する。」と定めているように本プロジェクトでは、対象市の受給世帯の所得が向上することまでを必須の目標とはしていない。コンサルタントは本プロジェクトの目的を十分に踏まえ、特定の地域や分野への過度な投入は避けるものとする。

#### (7) 対象5市への滞在

業務実施にあたり日本人コンサルタントが対象5市に常駐することは想定していないが、現地人材を備え、常時、対象5市での活動を把握し日本人コンサルタントや関

係機関と連絡・調整できる体制を構築する。パイロット地区での業務開始から対象市での普及活動が収束するまでの期間に、5市に1名ずつ常駐する人材を雇用し確保するものとする。

#### (8) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

### 6. 業務の内容

本業務については以下のとおり想定しているが、プロジェクトの目標達成のため変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

第1期：2015年1月上旬～2016年1月上旬

#### 【横断的事項】

##### (1) ワークプラン（第1期）の作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワークプラン（原案）（和文・西文）に取りまとめる。これを基に、カウンターパート機関と協議・意見交換し、必要に応じて修正し、合意することとする。作成にあたっては、「5. 業務方針及び留意事項」を反映するとともに、詳細計画策定調査報告書や CGAP（Consultative Group to Assist the Poor）が発行している、電子取引を通じた G2P（Government-to-person） payment を活用した金融包摂の促進や Graduation Approach に関するレポート等を参考にすること。

##### (2) 実施体制等の整備

###### 1) JCC 及び TACCs 設置への支援

本プロジェクトの実施に際してホンジュラス国関係者が JCC 及び TACCs を設置・開催することは RD で合意済みであるが、コンサルタントも関係者への説明及び設置の支援を行う。なお、JCC のメンバー及び機関は合意文書（R/D）に記載の通りである。

###### 2) リソースについての調査、情報収集・整理、活用の検討

成果 1～3 に係る有効な知見と経験を有するリソースについて、調査、情報収集・整理及び活用の検討を行う。上記「6. 実施方針及び留意事項、(1) CCT 受給世帯の能力向上のための取り組み」でも記載しているが、能力向上に資する取組を行う上で、これまでの日本の経験や途上国への協力経験を活用するのみならず、周辺地域である中南米・カリブ地域及びその他地域における知見と経験を最大限活用する必要がある。

なお、リソース情報については年1回程度最新情報への改定を行う。

### (3) パイロット地区の選定

対象市の各市にて原則としてそれぞれ2つのパイロット地区を選定する。パイロット地区は農村部では村単位（概ね100世帯）、都市部では学校単位とし（概ね200世帯）、CCT受給世帯の割合が全国平均より高く、金融機関への物理的なアクセス等があり、生業形態が市の中で典型的な性格を有するサイトを選定するものとする。プロジェクト後半の普及活動も念頭に、ある程度一般的な地区を選ぶよう留意する。Villa de San Francisco市及びLas Vegas市については、CCT自給世帯数が少ないため、パイロット地区の選定の方針については、関係者と協議し決定するものとする。

### (4) ベースライン調査

活動1-1、2-1、3-1の参加型調査は、プロジェクト関係者がパイロット地区における、家計管理、金融サービスの利用状況、生計向上・生活改善について、受給世帯参加型での調査を通じて必要な知識と情報を得ること、それら必要な情報の入手・共有方法を理解すること及び調査結果を分析し有効な資料とすることと共に、受給世帯にそれらの知識と情報をフィードバックすること、加えてそれらを通じて受給世帯も含めたプロジェクト関係者が現状と目標を共有するために実施するものである。対象は同一であることから、本調査は効率的に行うよう配慮するものとする。また、本調査は「6. 業務の内容 **インパクト評価の実施**」に記載するインパクト評価の一環としても実施するものである。

#### 【成果1に関する業務】

(活動1-1 関連) パイロット地区受給世帯の家計管理に関する参加型調査

・受給世帯の家計管理の現状確認のための参加型調査を実施する。留意点については上記「【横断的事項】(4) ベースライン調査」参照

(活動1-2 関連) パイロット地区での受給世帯を対象とした家計管理研修の企画・実施

・本プロジェクトが目指すモデル構築の観点でどの機関が、家計管理研修の実施主体になるべきか定め、研修のコンテンツ開発に着手する。

#### 【成果2に関する業務】

(活動2-1 関連) パイロット地区受給世帯の金融サービスの利用状況・金融リテラシーについての参加型調査

受給世帯の金融サービスの利用状況、金融リテラシーについて参加型調査を実施する。留意点については上記「【横断的事項】(4) ベースライン調査」参照

(活動2-2 関連) 本プロジェクトが目指すモデル構築の観点で、どの機関が金融教育の実施主体になるべきか定める。金融教育の実施主体として金融機関等の活用も検討するものとする。

#### 【成果3に関する業務】

(活動3-1 関連) パイロット地区受給世帯の生活・生計状況に関する参加型調査

・受給世帯の生活・生計状況の現状確認のための参加型調査を実施する。パイロット地区の受給世帯の生活改善・生計向上のために、どのような技術が適切か、どのように支援すべきか、を受給世帯・市場のニーズやホンジュラス側各機関が既に提供している支援等も踏まえて検証する。その他留意点については上記「【横断的事項】(4) ベースライン調査」参照

(活動 3-2 関連) 生活改善・生計向上のための支援体制構築

・参加型調査の結果明らかにした技術を提供するにあたり、適切な機関(NGO も含む)を特定する。各市や市連合会、職業訓練庁、NGO が提供している(し得る)サービスを十分に踏まえるものとする。生活改善・生計向上に関する技術支援にあたってはローカルコンサルタント、NGO 等への再委託を認める。再委託にあたっては【第3 業務実施上の条件】を参照。

【成果 4 に関する業務】

(活動 4-1 関連) 研修の全体計画の策定

・成果 1~3 の活動が相互に連携し、効果を高めるための研修の全体計画を作成する。

第 2 期：2016 年 1 月下旬～2018 年 1 月上旬

【横断的事項】

(1) ワークプラン(第 2 期)の作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワークプラン(原案)(和文・西文)に取りまとめる。これを基に、カウンターパート機関と協議・意見交換し、必要に応じて修正し、合意することとする。

(2) パイロット地区での活動のモニタリング/評価

活動 1-3、2-4、3-5 のモニタリング/評価の対象はパイロット地区での CCT 受給世帯による行動の実践をプロジェクトがモニタリング/評価し、その結果を分析した上でより効果的な研修内容に改定するために実施するものである。対象は同一であることから、効率的に行うよう配慮するものとする。また、本調査は「6. 業務の内容 **インパクト評価の実施**」に記載するインパクト評価の一環としても実施するものである。

【成果 1 に関する業務】

(活動 1-2 関連) パイロット地区での受給世帯を対象とした家計管理研修の企画・実施

・活動 1-2-1 にて定めた実施主体と共に家計管理研修のコンテンツを開発する。  
・実施主体の能力強化を行い、パイロット地区の受給世帯を対象とした家計管理研修の実施を支援する。

(活動 1-3 関連) パイロット地区受給世帯の家計管理状況のモニタリング/評価

・モニタリング/評価の留意点については上記「【横断的事項】(2)パイロット地区での活動のモニタリング/評価」参照。結果を受けて、研修コンテンツの改訂や再研修の実施支援を行う。

(活動 1-4 関連) 対象市全体の家計管理強化支援

- ・対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案する。

### 【成果2に関する業務】

(活動2-2 関連)パイロット地区での金融教育の企画・実施

- ・活動2-2-1で定めた金融教育の実施主体と共に金融教育のコンテンツを作成する。金融機関が用いている教材や、国際機関が提示している資料など既存のコンテンツを十分に活用するものとする。
- ・実施主体の能力強化を行い、パイロット地区の受給世帯を対象とした金融教育の実施を支援する。

(活動2-3 関連)金融機関等による国際水準の金融手法習得支援

- ・能力強化の対象となる金融機関を選定する。選定の際には金融機関の意向、社会的パフォーマンス、財務状況、提供しているサービスの種類等を考慮する。
- ・選定した金融機関が、受給世帯にサービスを提供するために必要な能力を把握する。特に顧客である受給世帯のニーズに合ったサービスを提供しているか留意する。
- ・上記を受けて、能力強化支援に必要な外部リソースを特定・調整し、対象とした金融機関等に、金融手法に関する研修を実施する。外部リソースはCCTをキャッシュレスで支払う取組みが進んでいる国等第3国からのリソースを視野に入れ、第3国からの講師の招聘や第3国での研修の開催を行う。研修の内容は最新の金融包摂・マイクロファイナンスの国際的動向や金融機関のニーズを十分に踏まえて検討するものとする。

(活動2-4 関連)金融商品の開発支援・利用促進、モニタリング/評価

- ・パイロット地区受給世帯の金融サービスのニーズの共有や、受給世帯への金融サービスの情報提供を行うことで、ニーズに合った金融サービスが実際に提供されるよう支援を行う。
- ・これまでの活動の成果としての金融サービスの利用状況をモニタリング/評価する。モニタリング/評価の留意点については上記「【横断的事項】(2)パイロット地区での活動のモニタリング/評価(インパクト評価)」参照。結果を受けて、研修コンテンツの改訂や再研修の実施支援を行う。

(活動2-5 関連)対象市全体の金融アクセス改善支援

- 対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案する。

### 【成果3に関する業務】

(活動3-2 関連)生活改善・生計向上のための支援体制構築

- ・参加型調査の結果明らかにした技術を提供するにあたり、適切な機関(NGOも含む)を特定し、支援体制を構築する。支援体制の構築にあたっては、本プロジェクトが目指すモデル構築の観点でどの機関がいかなる役割を果たすのが適切か十分に検討するものとする。生活改善・生計向上に関する技術支援にあたってはローカルコンサルタント、NGO等への再委託を認める。再委託にあたっては「【第3 業務実施上の条件】」を参照。

(活動3-3 関連)パイロット地区の受給世帯への生活改善・生計向上研修

- ・活動3-2にて整理した各機関の役割をもとに、研修コンテンツ作成支援を行う。効率性の観点から既存のリソースも十分に利用するものとする。
- ・研修実施機関による受給世帯への研修の実施支援を行う。

(活動 3-4 関連)パイロット地区受給世帯による生活改善・生計向上実践のための支援

・パイロット地区受給世帯による活動計画策定・実践に必要な支援を行うため、関係機関のマッチングや情報共有、連携促進等の支援を行う。

(活動 3-5 関連)パイロット地区受給世帯の生活改善・生計向上状況のモニタリング/評価

・モニタリング/評価の留意点については上記「【横断的事項】(2)パイロット地区での活動のモニタリング/評価」参照。結果を受けて、研修コンテンツの改訂を行う。

(活動 3-6 関連)対象市全体の生活改善・生計向上支援

対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案する。

#### 【成果 4 に関する業務】

(活動 4-2 関連)ガイドライン(案)の作成

・成果 1~3 のパイロット地区での活動を受けて、CGT 受給世帯の生活改善・生計向上を支援するためのガイドライン(案)を SEDIS/PRAF と共に作成する。

### 第 3 期：2018 年 1 月下旬～2020 年 1 月上旬

#### 【横断的事項】

(1) ワークプラン(第 3 期)の作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワークプラン(原案)(英文・西文)に取りまとめる。これを基に、カウンターパート機関と協議・意見交換し、必要に応じて修正し、合意することとする。

(2) 対象市全体の受給世帯を対象とした活動においては、パイロット地区での活動に比べて、ホンジュラス側各機関が自ら受給世帯の能力強化のための活動を行えるようになるための支援を行う。

(3) 各成果のモニタリング/評価はエンドライン評価としても実施するものであり、PDM に定める各指標に係る情報も入手するものとする。

#### 【成果 1 に関する業務】

(活動 1-4 関連)対象市全体の家計管理能力向上を支援するための研修実施支援

・第 2 期に引き続き対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案する。

・家計管理に関する、ホンジュラス側各機関各機関による、調査、研修(TOT)の実施、研修コンテンツの改訂、受給世帯への研修、の実施を支援する。

(活動 1-5 関連)対象市全体の受給世帯による家計管理の実践支援

・ホンジュラス側各機関とともにモニタリング/評価を計画・実施する。また必要に応じ家計管理研修のコンテンツの改訂支援を行う。

#### 【成果 2 に関する業務】

(活動 2-5 関連)対象市全体の金融アクセス改善支援

・第 2 期に引き続き、対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案す

る。

- ・金融教育に関する、ホンジュラス側各機関各機関による、調査、研修(TOT)の実施、研修コンテンツの改訂、受給世帯への研修、の実施を支援する。
- ・対象市での受給世帯と金融機関で金融取引が成立するための橋渡し(受給世帯のニーズを金融機関等へ共有、受給世帯への金融機関の情報提供)の支援を行う。  
(活動 2-6 関連) 対象市全体の受給世帯による金融アクセス改善のための行動支援
- ・ホンジュラス側各機関とともにモニタリング/評価の計画・実施する。また必要に応じ金融教育のコンテンツの改訂支援を行う。

#### 【成果 3 に関する業務】

(活動 3-5 関連) パイロット地区受給世帯の生活改善・生計向上状況のモニタリング/評価及び再研修

- ・モニタリング/評価の結果を受けて、研修コンテンツの改訂や再研修を行う。

(活動 3-6 関連) 対象市全体の受給世帯の生活改善・生計向上に繋がる活動の実践支援

- ・第 2 期に引き続き対象市のパイロット地区以外への展開するための計画を立案する。
- ・生活改善・生計向上に関する、ホンジュラス側各機関各機関による、調査、研修(TOT)の実施、研修コンテンツの改訂、受給世帯への研修、の実施を支援する。
- ・ホンジュラス側各機関とともにモニタリング/評価を計画・実施する。また必要に応じ生活改善・生計向上に係るコンテンツの改訂支援を行う。

#### 【成果 4 に関する業務】

(活動 4-3 関連) ガイドライン(案)の改訂

- ・活動 4-2 で作成したガイドライン(案)について対象市以外のホンジュラス関係機関に共有し、意見を集める。

(活動 4-4 関連) ガイドラインの最終化

対象市全体での活動や対象市以外の関係者の意見を踏まえガイドラインを改訂・最終化する。

#### 全契約期間を通じての業務

(1) 本プロジェクトは CCT プログラムの本体制度の改善を行うものではないが、CCT プログラム本体制度を支援している、米州開発銀行、世界銀行、中米経済統合銀行と随時情報共有・調整等を行うものとする。また、今後これらドナーが、CCT 受給世帯向けの技術支援を行う場合には、本事業とのシナジーを図るよう調整するものとする。

(2) 業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をホンジュラス・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA ホンジュラス事務所と協議の上、効果的な広報に努める。

#### インパクト評価の実施

本プロジェクトでは、以下の通りパイロット地区での活動についてインパクト評価を実施することを予定している。

(1) 背景



CCT 受給世帯を対象とした金融包摂にかかる協力は、JICA にとって新たな分野である。新たな開発手法について、パイロット段階で事業効果をインパクト評価によって測定し教訓を得ることで、その後市全体へのケールアップに活かすことを目的に実施するものである。

### (2) インパクト評価の内容・期待される効果等

- ・本事業のパイロット地域での活動段階において、成果 2 に関する特定の指標について、事業効果の定量的測定を行う（インパクト評価）。具体的には、金融アクセスに関する指標（口座開設の割合、貯蓄を開始した人の割合等）について、受益者（パイロット地区の CCT 受給世帯）と同市内他地区の後続受益者（比較対象群）を比較する。（同時に成果 3 に関するその他の社会・経済指標も測定可能であり、「2. プロジェクトの概要（6）全体スケジュール」に記載する STEP1~2（第 1 期）の段階で、データの整備状況も勘案して、測定の対象や方法について検討を行う）
- ・上記のインパクト評価実施により、パイロット地域での活動段階で、本事業がどのような対象者（例：性別、年齢層、教育水準等）にどれだけの効果（口座開設が x % 上昇）が出たかが明確になる。この内容を分析し、対象市全体への段階において、事業の実施方法（例：教育水準によって支援方法を調整する）の改善が可能。
- ・また、インパクト評価の結果や、それを通じた事業の改善を、日本の援助の成果として国際社会に発信することが可能となる。

### (3) 方法論

調査対象となる具体的な受益者・後続受益者（対照群・比較対象群）のイメージは以下の通り。後続受益者（比較対象群）は、所得水準、生計手段、教育水準、金融アクセス等が受益者（対象群）と類似したものとなるよう留意する。

	県	市	受益者(対象群)	後続受益者(比較対象群) 対象群と同程度の人数を想定
1	FRANCISCO MORAZAN	Tegucigalpa	2 地区	2 地区)
2	SANTA BARBARA	Quimistan	同上	同上
3	LEMPIRA	San Rafael	同上	同上
4	FRANCISCO MORAZAN	Villa de San Francisco	同上	同上
5	SANTA BARBARA	Las Vegas	同上	同上
			10 地区 (1 千世帯程度)	10 地区 (1 千世帯程度)

### (4) 留意点

- ・このインパクト評価は本契約内で行うものとする。本件は、事業完了後の評価を待たず、パイロット地区でのベースライン調査、モニタリング/評価の一部として、パイロット地区での活動開始・完了時点の適切なタイミングで行う。パイロット地

区から市への普及活動において、インパクト評価の結果（その一部でも）が活用されるようなタイムテーブルを検討・提案すること。

- ・本調査の実施にあたっては JICA 評価部とも連携し行うものとする。コンサルタントは、JICA 評価部等との調整・連携、ローカルコンサルタント（再委託を認める）の指揮・監督、調査結果の分析・とりまとめを行う。
- ・本インパクト評価の結果は、「パイロット地区エンドライン調査報告書」に含めてとりまとめるものとする。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期は業務完了報告書（第1期）、第2期は業務完了報告書（第2期）、第3期は事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品/技術協力成果資料を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部 CD-R：1 枚
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約 3 ヶ月後	英文：5 部 西文：5 部 CD-R：1 枚
	Monitoring Sheet	案件着手時（1 ヶ月以内） 及び半年ごとに提出	英文：1 部 西文：1 部
	業務完了報告書 （第1期）	第1期契約終了時	英文：5 部 CD-R：1 枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部 CD-R：1 枚
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：5 部 西文：5 部 CD-R：1 枚
	Monitoring Sheet	半年ごとに提出	英文：1 部 西文：1 部
	業務完了報告書 （第2期）	第2期契約終了時	英文：1 部 CD-R：1 枚
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部 CD-R：1 枚
	ワーク・プラン（第3期）	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：5 部 西文：5 部 CD-R：1 枚

Monitoring Sheet	半年ごとに提出	英文:1部 西文:1部
事業完了報告書	第3期契約終了時	和文:10部 英文:10部 西分:10部 CD-R:3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

#### イ) Monitoring Sheet

本プロジェクトでは技術協力の新モニタリング方式を導入する。コンサルタントは、プロジェクト実施中6ヶ月毎を目途に所定の様式のMonitoring Sheet（JICA指定フォーム有・配布資料参照）をカウンターパートとともに作成、JICAに提出する。プロジェクトの活動報告のみならず、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要因等を含む情報収集・整理・分析をカウンターパートとともにを行い、ホンジュラス側カウンターパート機関及びJICAと必要な協議を行う。Monitoring SheetはJCCへの説明及び内容に関する協議を行う基本文書となる。コンサルタントは現地業務開始前までにMonitoring Sheet I & II Ver.1（案）を作成し、現地での業務開始後、ベースライン調査の結果及びカウンターパート機関及びJCCでの協議を経て、指標の設定とMonitoring Sheet I & II Ver.1（最終版）を取りまとめ、最終版をJICAに提出する。具体的な記載項目は統一様式に従う。また、プロジェクト終了時には成果の達成状況、評価5項目による評価及び懸案事項が解決したか等について、ホンジュラス側カウンターパート機関及びJICAと協議のうえ、「プロジェクト業務完了報告書」を作成し、業務実績、技術移転の結果及び目標達成度、提言・教訓等についてとりまとめ、JICAに報告する。なお、これらの実施過程においてProject Design Matrix（以下、「PDM」）の改訂の必要性が生じた際には、改訂案の検討に協力する。

ウ) プロジェクト業務完了報告書／事業完了報告書の記載項目

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions(R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project
  - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
  - 1-2 Input by the Honduran side (Planned and Actual)
  - 1-3 Activities (Planned and Actual)
2. Achievements of the Project
  - 2-1 Outputs and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
  - 2-2 Project Purpose and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
3. History of PDM Modification
4. Others
  - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
  - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Honduran side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the Honduran side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings,

etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (\*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (\*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

注)・業務完了報告書においては、IV. の記載は不要

・業務完了報告書は、プロジェクト開始時点から作成時までの内容を記述する。

### (2) 技術協力成果品/技術協力成果資料

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。なお、提出に当たっては、それぞれの完成期のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

付番	名称	部数など
1	パイロット地区ベースライン調査報告書	和文 5 部 西文 5 部 CD-R : 1 枚
2	パイロット地区エンドライン調査報告書	和文 5 部 西文 5 部 CD-R : 1 枚
3	CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドライン案 (活動 4-2 に係るもの。パイロット地区での活動が終了後遅滞なく提出するものとする)	和文 5 部 英文 5 部 西文 5 部 CD-R : 1 枚
4	CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を促進するためのガイドライン	和文 10 部 英文 10 部 西文 10 部 CD-R : 1 枚

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

## 【第3 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- ・ 第1期：2015年1月上旬～2016年1月上旬
- ・ 第2期：2016年1月下旬～2018年1月上旬
- ・ 第3期：2018年1月下旬～2020年1月上旬

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とするが、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

第1期 約19.6M/M

（全体） 約84.9M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 総括/生活改善・生計向上（1号）

イ 家計管理

ウ 金融アクセス(3号)\*1

エ ビジネス連携\*2

オ 業務調整/研修計画

カ インパクト評価\*3

\*1「金融アクセス」については、金融包摂・マイクロファイナンスに関する知見のある人材を想定している。日本人人材は多くはないが、補強や外国人専門家を最大限活用することで十分な知見を有する人材を確保するものとする。

\*2「ビジネス連携」は対象市にて生計向上に資するビジネス活動の調査、生産物をいかに市場で販売するか等マーケティングをはじめとするビジネス面での支援等を生計向上支援の一環として行うことを想定している。

\*3「インパクト評価」は、「6. 業務の内容【インパクト評価の実施】」に記載するインパクト評価を実施するため、方針の策定、JICA評価部等との調整・連携、ローカルコンサルタントの指揮・監督、調査結果の分析・とりまとめを行うことを想定している。過去に実験的・準実験的なインパクト評価を行った経験が必要となる。また、インパクト評価のスケジュールや計測すべき指標（金融アクセス関係は必須）について検討・提案すること。

### 3. 対象国の便宜供与

2014年7月、ホンジュラス政府と締結したR/Dに基づく。

### 4. 参考資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000017372>
- ・ プロジェクト事前評価表  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_1300188\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1300188_1_s.pdf)
- ・ 本プロジェクトR/D (2014年7月署名)
- ・ Monitoring Sheetの雛形

その他、CGAP等が発行している金融包摂に関する各種レポートを参照すること。特に、Graduation Approachや電子取引を通じたG2P (Government-to-person) paymentに関するレポートを参照すること。

例 (以下は一例であり、その他のレポートも参照すること)

- ・ Graduation Approachに関するレポート

<http://www.cgap.org/publications/extreme-poverty-sustainable-livelihoods>

- ・ 電子取引を通じたgovernment-to-person (G2P) paymentに関するレポート

<http://www.cgap.org/publications/electronic-g2p-payments-evidence-four-lower-income-countries>

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) パイロット地区での活動に係るベースライン、エンドラインサーベイ
- (2) 生活改善・生計向上・金融アクセス改善に関する研修※

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

その他再委託を行うことでより効果的・効率的な遂行ができるものがある場合には、理由と共に提案し、JICAと協議し判断するものとする。

※(2)生活改善・生計向上・金融アクセス改善に関する研修に関しては別見積とし、対象市のニーズ等を踏まえ第2期の契約締結時で最終合意する。



## 6. 安全管理

現地活動中は、安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地活動時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にホンジュラス以外の対象地域にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について JICA ホンジュラス事務所または対象地域の JICA 事務所/支所、在外公館と緊密に連絡を取るよう留意すること。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) プロジェクト車両

業務開始後、四輪駆動車 2 台を JICA ホンジュラス事務所にて購入し、コンサルタントに貸与する予定である。必要となるドライバー費用、燃料費について本見積りに計上すること。

